

**BPOの放送人権委員会が、
フジテレビの『大津いじめ事件報道に対する申立て』事案に関し、
「放送倫理上問題あり」との「見解」を公表**

<http://www.bpo.gr.jp/>

BPO 放送倫理・番組向上機構の放送人権委員会(委員長・三宅 弘)は、本日8月9日記者会見し、『大津いじめ事件報道に対する申立て』に関し、「静止画像にすれば氏名を判読できる映像を放送した点で、人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上問題がある」との「見解」を公表しました。

この事案は、フジテレビが2012年7月5日と6日の『スーパーニュース』で、大津市の中学生いじめ事件の報道をした際に、加害者として民事訴訟を起こされている少年の氏名を含む映像を放送し、少年と少年の母親がプライバシーを侵害されたなどとして申し立てたものです。

決定の概要は以下の通り。

本件放送のうち少年の氏名を含む映像は、5日分が1秒未満、6日分が2秒弱と短く、画像内の氏名部分も微小で、通常のテレビ視聴形態では、氏名は判読できない。したがって、このテレビ映像に限れば、プライバシー侵害は生じていない。しかし、テレビ映像を録画した静止画像では少年の氏名を判読できる。これがインターネット上に流出した。この静止画像が申立人のプライバシーを侵害していることは明らかである。

テレビ映像を録画してインターネット上にアップロードする行為は著作権法に違反する。したがって、フジテレビに静止画像によるプライバシー侵害の責任は問えない。だが、録画機能の高度化やインターネット上に静止画像がアップロードされるといった新しいメディア状況を考慮したとき、静止画像にすれば氏名が判読できる映像を放送した点で、本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上問題がある。

この放送倫理上の問題は、モザイク処理のない映像素材を使ったミスの結果である。委員会は、個人情報を含む等取り扱いに十分な配慮が必要な素材に関する十全な管理体制を整備するとともに、人権意識の涵養に努め、こうしたミスがふたたび起きないようにすることをフジテレビに要望する。この点で、本件放送は少年の個人情報に関わるものであり、少年法の趣旨に即して特段の配慮が必要だったことも付記する。

■ 委員会決定の全文はこちら http://www.bpo.gr.jp/?p=6638&meta_key=2013

■ 委員会決定の「見解」とは http://www.bpo.gr.jp/?page_id=1124#gradation

「申立てから『委員会決定』までの流れ」 http://www.bpo.gr.jp/?page_id=1124

「放送人権委員会」運営規則 http://www.bpo.gr.jp/?page_id=1141

■ 放送倫理・番組向上機構について <http://www.bpo.gr.jp/>

名称： 放送倫理・番組向上機構[BPO]

放送事業の公共性と社会的影響の重大性を踏まえて、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とした非営利・非政府の団体。言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対応する独立した第三者機関で、民放連およびNHKによって設置され、以下の三委員会から構成される。

委員会： 放送倫理検証委員会、放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)、
放送と青少年に関する委員会(青少年委員会)

住所： 東京都千代田区紀尾井町1-1 千代田放送会館

理事長： 飽戸 弘